

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号） 第53条第3項	駐車場の利用者の決定	建築住宅課

1 審査基準は、盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第52条に掲げる要件を備えている者で、同条例第53条第1項の申込みを行った者から、同条例第54条の規定により決定する。

2 標準処理期間は、15日とする。